

令和7年4月15日

保護者様

柏市立柏第三中学校  
校長 藤崎英明

### 経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろから本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等の進学・修学等のため、返還不要の給付型奨学金等(年間最大約160万円)をはじめとした各種支援策を講じています。

については、経済的支援策は、制度の存在を知らなければ活用できないものがあること、それが進路選択等に大きく影響しうること等を踏まえ、お知らせします。

詳細は、以下のURLまたは二次元コードから、関係資料を御覧ください。

#### 記

別紙1 奨学金制度の概要（学部生等向けの全体像）

別紙3 「高等教育の修学支援新制度」周知用資料

高等教育費の負担軽減に係る国の制度（高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構の貸与型奨学金）について

#### （1）高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象として、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学（学部）、短期大学、高等専門学校（4・5年）及び専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）における授業料・入学会員の減免及び返還不要の給付型奨学金の支給を行っています。

確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、在学する学生等のうち対象者として認定を受けた者について、授業料等を減免することとされています。また、当該者に対する給付型奨学金の支給は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行います。

支給額、対象者の要件の詳細は、以下の文部科学省ホームページをご覧ください。

- 高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答（Q&A）  
(文部科学省ホームページ)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm)



## (2) 機構の貸与型奨学金

(1) よりも幅広い世帯を対象として、機構において、大学（学部）、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生等に、無利子奨学金及び有利子奨学金の貸与を行っています。あわせて、返還が困難な方向けの支援等を実施しています。

## (3) 家計が急変した学生等に対する支援について

やむを得ない事由（生計維持者が死亡した場合や震災、火災、風水害等により就労が困難となった場合等）により家計が急変した世帯の学生等に対しては、(1) 及び (2) の両制度において、随時申込みを受け付けるとともに、直近の所得情報に基づいて採用（支援可否）の判定を行うなど、きめ細かな対応を行っています。

### 別紙4 大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対する、機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用についての資料です。

### 別紙5・6 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧

文部科学省の経済的支援及び他省庁の支援策も含めた、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧及び文部科学省ホームページの特設サイトにアクセスできる二次元コード（令和7年1月時点）が、学生等向けに【別紙5】にまとめられています。

【別紙6】の「修学継続チェックリスト」と併せて、活用してください。

#### ○「困ったらまずは相談してください

経済的に困難な学生・生徒が活用可能な支援策」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/benefit/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)



#### ○高等教育の修学支援新制度の特設サイト

（学びたい気持ちを応援します）

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



このほか、生活保護制度については、本来大学等で修学する学生等は、対象とされていませんが、病気のために休学する場合は、保護の要件を満たせば、生活保護を受けることが可能であり、また、その間奨学金が停止された場合でも、復学時の手続により奨学金が再開される場合があります。

**別紙8 令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について  
（「高等教育の修学支援新制度」の拡充）**

「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案」が国会で成立し、令和7年4月より施行できることとなった場合には、扶養する子供が3人以上である多子世帯の学生等に対して、所得制限なく、国が定めた一定額まで大学等の授業料・入学金を無償とすることが可能となります。

以下の文部科学省ホームページにて改正概要及び改正に係るFAQ等を事前にお知らせしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

○ 奨学金事業の充実（文部科学省ホームページ）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shougakukin  
/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm)



○ 令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ

[https://www.mext.go.jp/content/20240426-  
mxt\\_gakushi\\_100001505\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf)



【問合せ先】

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1418306.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1418306.htm)

